

## 健康保険証の新規発行の廃止およびマイナ保険証の利用のお知らせ

2024年12月2日以降健康保険証の新規発行が廃止され、医療保険については、マイナンバーカードに保険証の利用の登録手続きをしたマイナ保険証へ移行されます。新規発行廃止後の健康保険証の取り扱いとマイナ保険証について、以下のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 健康保険証の取扱いについて

- ・2024年12月2日以降、健康保険証は新たに発行されなくなります。その後はマイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)を基本とする仕組みに移行します。
- ・お手元の健康保険証は、ご退職等で資格喪失にならない限り、2025年12月1日まで使用できます。2025年12月2日以降はご使用できなくなりますので、2025年12月2日以降にご自身にて廃棄をお願いいたします。
- ・2025年12月1日以前にご退職等で使用できなくなった保険証は、協会けんぽへ返却が必要となります。その際は、当社より回収のご案内をいたします。

#### 2. マイナ保険証について

- ・マイナ保険証を発行する方法や、マイナ保険証を使用することのメリット、マイナ保険証への切り替えまでの経過措置については、別添の「【参考資料】健康保険証の新規発行廃止およびマイナ保険証への移行について」をご参照ください。

#### 3. 当社にて新たに社会保険に加入される方のマイナ保険証の反映について

- ・2024年12月2日以降に社会保険に加入する手続きを取られる方は、当社へ社会保険の資格取得に関する書類をご返送頂いてから1週間から10日程度でマイナ保険証に資格の情報が反映されます。

#### 4. ご家族のマイナ保険証の反映について

- ・新しく追加される方は、まずは「健康保険被扶養者異動届」及びご案内をお送りいたしますので、業務部宛にお問合せをお願いいたします。
- ・ご家族のマイナ保険証の資格情報の反映については「健康保険被扶養者異動届」を当社にご提出頂いてから2~3週間程度でマイナ保険証に資格の情報が反映されます。  
※ご家族分の保険証の発行は年金機構での審査にお時間を要します。

以上